

## 第一章 総 則

### 第 1 条(名称)

本会は徳島日台親善協会と称する。

### 第 2 条(事務局)

本会は事務局を徳島県内におく。平成 30 年 12 月より徳島市南沖洲 2 丁目 4-10 に事務局設置

### 第 3 条(目的)

- ①徳島日台親善協会は、日華親善協会全国連合会の徳島県支部として、文化・経済・人事等の民間交流を通じて、日華（日台）両国の相互理解を深め、両民族の親善関係を増進することを目的とする。
- ②徳島日台親善協会は、中華民国初代総統、蒋介石が唱えた「以德報怨」に対し、「報恩謝徳」の精神で国民運動を展開し、若い世代の道義感を蘇らせ、アジアの恒久的融和に貢献することを目的とする。
- ③徳島日台親善協会は、文化・経済・人事の民間交流を通じて、徳島県と台湾の友好関係を増進することを目的とする。

### 第 4 条(活動)

本会は前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- ①全国連合会総会において議決された事項
- ②本会総会において議決された事項
- ③その他、本会の目的達成に必要な事項

### 第 5 条(会員)

本会の会員は次の三種とする。

- ①正会員
- ②特別会員

本会に功労のあった者及び団体で、理事会において審議し、総会で承認されたもの。

- ③賛助会員

本会の目的に賛同した者及び団体で、理事会において審議し、総会で承認されたもの。

# 会 則

Rule of the society

## 第6条(入会)

正会員として入会しようとする者及び法人は入会申込書を提出し、理事会で審議し、総会で承認されなければならない。

## 第7条(会費)

①正会員・・・・・・・・・・年会費 1万円

②役員・・・・・・・・・・年会費 1万円

※役員は年会費のほか、次の役員年会費を負担する。

役員年会費	会 長	1万円
	副会長	1万円
	理 事	5千円
	監 事	5千円

③賛助会員

1口3万円(何口でも可)

④会費の納入は一括払いとする。

納入した会費は、途中退会などいかなる事情があっても返還しない。

## 第8条(退会)

当会を退会しようとする会員は、退会日の1ヶ月前までに所定の退会届を事務局に提出するものとする。

## 第二章 役員・顧問及び事務局

## 第9条(役員の種類及び事務局)

本会に次の役員を置く。

①会 長 1名

②副会長 1名

③理 事 3名

④監 事 1名

⑤顧 問 若干名

# 会 則

Rule of the society

## 第 10 条 (役員負担)

本会の役員は会の健全な運営を計るため、年会費 (1 万円) のほか、第 7 条に定める役員年会費を負担しなければならない。

## 第 11 条 (選任)

- ① 理事及び監事は、正会員の構成員中より総会において選任する。
- ② 会長・副会長は理事の互選によって定める。
- ③ 理事及び監事は相互に兼ねることはできない。
- ④ 顧問は会長が委嘱する。

## 第 12 条 (役員の仕事)

- ① 会長は本会を代表し会務を統括する。副会長は会長を補佐し、会長事故ある時は会長の指名に基づき職務を代行する。
- ② 理事は会務を運営する。
- ③ 監事は会務及び会計を監査する。

## 第 13 条 (役員の仕事)

- ① 役員の仕事は 2 年とする。ただし再任は妨げない。
- ② 補欠役員の仕事は、前任者の残存期間とする。
- ③ 辞任または任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは前任者がその職を行わなければならない

## 第 14 条 (役員の仕事)

役員は本会の目的に反する言動や行動がある場合、総会の決議を経て解任することができる。

## 第 15 条 (事務局)

会務を執行するために事務局をおく。  
事務局の担当は、会長が任命する。

# 会 則

Rule of the society

## 第三章 会議

### 第 16 条 (種類)

会議は総会および理事会とし、総会は通常及び臨時総会の二種類とする。  
ただし、必要に応じ、委員会、部会等を設置できるものとする。

### 第 17 条 (構成)

総会は第 5 条の会員をもって構成する。

### 第 18 条 (権能)

総会は次の事項を議決する。

- ①会則の変更、予算、決算並びに活動計画の決定及び活動報告の承認
- ②その他、本会の運営に関する重要事項

### 第 19 条 (開催)

通常総会は毎年 1 回開催する。

- ①通常総会は会計年度終了後 3 ヶ月以内に開催するものとする。
- ②臨時総会は会長が必要と認めたとき。
- ③理事会は必要に応じて開催する。

### 第 20 条 (召集)

総会は会長が召集し、議長は会長が選任する。

理事会は必要に応じ会長が召集し、議長は会長がその任に当たる。

### 第 21 条 (議決)

会議の議決は、出席正会員の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

# 会 則

Rule of the society

## 第四章 資産及び会計

### 第 22 条 (資産)

本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- ①会 費
- ②寄付金
- ③活動収入及び資産から生ずる収入
- ④その他の収入

### 第 23 条 (資産の管理)

資産は理事会の議決に基づいて会長が管理する。

### 第 24 条 (経費の支弁)

本会の経費は資産をもって支弁する。

### 第 25 条 (会計年度)

本会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり、翌 3 月 31 日に終わる。

## 第五章 雑則

### 第 26 条 (委任)

本会の執行について必要な事項は、この会則で定めたものを除いて理事会が定める規則による。

◎本会則は平成 23 年 7 月 1 日より施行。平成 30 年 11 月改定